

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月15日

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

神戸市教育委員会規則第5号

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第9条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項第2号及び第3号に規定する市民税の所得割課税の額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。）については、指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、市民税の所得割課税の額を算定するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年9月1日より適用する。